

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から41年3月まで
② 昭和42年10月から46年12月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで
④ 昭和56年6月から同年12月まで
⑤ 昭和58年4月から同年6月まで
⑥ 昭和59年4月から60年6月まで
⑦ 昭和61年4月から62年3月まで

私がA市に住んでいた時は、私の店がある市場に、女性の集金人が国民年金保険料を集めに来ていたので間違い無く納付していた。集金人は市場の他の店舗にも集金に訪れ、私の店にも必ず回ってきていたので払っていないはずがない。B市に移ってからの分については、集金人が来ないので、役所に手続に行って納付書を作ってもらって納付した。少しでも多く年金をもらいたかったもので、出来るだけさかのぼって納付したのに、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦については、当該期間の直前の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料が、平成10年3月の時点で納付済みと追加入力されるなど不自然な記録となっている上、申立期間の前後の期間である昭和60年7月から平成元年3月までの保険料を過年度納付していることがうかがえ、当該期間の1年間のみを除いて過年度納付したとするのは不自然である。

一方、申立期間①から⑥については、申立人が当該期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は

夫の分といつも一緒に納付していたとしているが、当該期間については申立人の夫も未納である上、保険料額についての記憶も曖昧^{あいまい}であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②について、申立人は、当時住んでいたとする市場内の店舗兼住居に定期的に訪れる集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳（昭和41年3月に再発行されたもの及び42年4月に発行のもの）の検認記録によれば、当該期間は未納となっており、社会保険庁の納付記録と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から44年3月まで

申立期間については、私の夫が、婚姻届を出した際に国民年金の加入手続を行い、その後は地域の集金人を通じて、国民年金保険料を自治会長に毎月月末、他の自治会費などと一緒に納付していた。しかし、7年以上も納付記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から41年9月までの期間について、申立人は、夫が婚姻届の提出と同時に、申立人に係る婚姻に伴う国民年金の手続を行ったと主張しているところ、市によれば、国民年金における被保険者資格の変更については、婚姻届とは別に手続が必要であるとしている上、同市の被保険者名簿によると、旧姓から新姓への氏名変更及び強制加入被保険者から任意加入被保険者への資格の得喪が行われたことを確認することができ、申立内容を裏付けるものとなっている。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、納付組織により定期的に納付していたと主張しているところ、当時、市においては、国民年金納付組合が設置され、国民年金保険料の取りまとめ及び納付に関する業務を行っていたことも確認できることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付したとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和41年10月から44年3月までの期間については、申立人に係る市の被保険者名簿には「㊤不在被保険者」と記載がある上、申立人の戸籍附票によると、41年10月26日に転居したことが確認でき、こ

れ以降、不在被保険者として取り扱われていたものと推認され、そのほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から41年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 8 月まで
私の妻が、テレビで春の選抜高校野球を見ていた時に、女性の集金人が自宅に来て、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、春の選抜高等学校野球大会で出身地から出場していた高校を応援している時に集金人の訪問があったとしているところ、昭和 40 年 3 月から同年 4 月にかけて同校が同大会に出場していることが確認できることから、申立人の主張のとおり、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することができる最後の保険料収納時期に、集金人が、申立人の自宅を訪問していたことがうかがえる。

また、申立人は、昭和 39 年 9 月から既に厚生年金保険の被保険者になっていたが、40 年 4 月ごろに申立人の自宅を訪問した集金人が、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日（国民年金の同資格喪失日）の確認のために、夫婦二人分の国民年金手帳を預かり、国民年金の同資格喪失届出書と一緒に市役所に提出したことが申立人の所持する国民年金手帳の記載からも推認でき、その後 39 年度分の国民年金保険料を確定した上で、国民年金手帳の返却に併せて、申立期間の保険料の納付勧奨を改めて行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間以降、国民年金加入期間に保険料の未納が無く、納付意識の高いことがうかがえる上、申立人の妻は、1 か月当たりの国民年金保険料は 100 円から 150 円だったとしており、当時の保険料とも一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月、同年3月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月及び同年3月
② 平成8年7月

私は婚姻後43年間、毎日家計簿をつけており、申立期間に支払った国民年金保険料は、家計簿にはっきりと書いてあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料については家計簿に記載しているとおりに納付したとしており、申立人から提出のあった家計簿を見ると、平成8年7月26日に同年2月分及び同年3月分、9年9月10日に8年4月から6月までの分(3万6,900円の記載がある。)、10年8月31日に8年7月分、10年9月16日に8年8月分及び9月分、10年10月28日に8年10月分の保険料をそれぞれ納付した記載があり、社会保険庁における納付記録により、申立期間を除く保険料については、家計簿において納付したと記載された日に、いずれも過年度納付により納付された記録となっていることが確認できることから、家計簿に記載された内容の信ぴょう性は高いものと判断できる。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後に雇用保険を受給していた期間は、国民年金の第3号被保険者になれないので、国民年金の第1号被保険者としての加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しており、家計簿の記載状況及び社会保険庁の納付記録から判断して、申立人の主張には信ぴょう性があると考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで

父の会社が閉鎖した後、昭和49年か50年ごろに市役所の職員が自宅に来て、^{さかのぼ}遡って国民年金保険料を支払うことが出来ると言われたため、母が、両親の分に加え、私と姉夫婦合わせて5人分の保険料、合計20万円程度を支払っていたのを、私は母の横で見っていた。その後、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認してもらったところ、両親の保険料はすべて納付済みとなっているにもかかわらず、私については未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人、その両親及び姉夫婦の合計5人の年金手帳記号番号が、いずれも昭和51年1月13日付けで連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の父親については、46年11月から48年3月までの国民年金保険料が50年12月25日に特例納付されていること、及び48年4月から50年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できるほか、申立人の母親についても、納付時期は不明であるものの、父親と同様に申立期間と同時期の保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人の主張のとおり、母親が特例納付を行っていたものとするのが自然である。

また、申立人は、母親が特例納付により5人分の国民年金保険料として20万円前後の金額を一括して納付したとしているところ、母親が特例納付を行った時点で5人の未納期間の保険料すべてを特例納付及び過年度納付した場合

の金額は20万2,350円となり、申立内容とほぼ一致することから申立人の主張の信憑^{びよう}性は高い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親については、国民年金加入期間に未納が無く、国民年金保険料に関する納付意識の高さがうかがえることから、自らの保険料の納付に併せて申立人の保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の両親が経営していた会社は、道路拡張のため申立期間の前に閉鎖したものの、その収用に伴う補償金を受け取っていたことや、会社閉鎖後には申立人及びその両親が共同で自営業を営んでいたことから、特例納付を行う上での経済状況にも問題がなかったことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から32年10月1日まで

平成4年11月ごろ、社会保険事務所に夫の遺族年金について相談に行った際、私の厚生年金保険については脱退手当金が支給済みであると窓口で告げられた。私は脱退手当金を受給していないので、その場で抗議したところ、原簿を見せるという話になった。原簿には私の旧姓の氏名が書かれた行の右の方に小さなペン書きの字で「31. 11. 1」とだけ記入されており、「この日が脱退したという日か」と応対した職員に確認したところ、そのとおりであるとの答えだった。しかし、厚生年金保険から脱退したとされる昭和31年11月1日の時点において、私はA社に在職中であり、脱退することはあり得ず、そのことを証明するため、同社に在職証明書を発行してもらい、その写しを社会保険事務所に提出の上抗議した。

社会保険事務所に対して抗議を続ける中、A社に係る厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、後日、平成5年1月20日付けの文書で回答があり、被保険者期間については在職証明書のとおりに正しい期間に訂正されたが、脱退手当金については、3年分支給しているとして訂正されなかった。また、その支給日については、文書回答後、窓口で確認したところ、昭和33年3月1日であると口頭で回答された。脱退手当金を支給したとするこの当時、私は妊娠中毒症で外出もままならない状況であったため、脱退手当金を受給できるはずがない。

社会保険事務所の窓口での交渉に進展がなく、横領等の不正行為ではないかとの考えもあって、平成17年5月に、社会保険事務所長に書面で抗議したところ、①社会保険事務所の被保険者名簿では脱退手当金支給済みとなっている、②社会保険業務センターで保管されている「厚生年金保険被保険者台帳」によれば、昭和32年12月27日付けで5,879円(47か月分)支給し、

その後、33年1月21日付けでA社B店から、資格喪失日を32年9月29日から同年10月1日とする訂正届が提出され、被保険者期間が当初の47か月から48か月に1か月増えたことから、33年3月に1,996円を追加支給していると回答された。

しかし、平成5年から一貫して、3年分を昭和33年3月1日に支払ったとして回答してきた社会保険事務所が、平成17年になって急に4年分を2回に分けて支払ったと回答を変えるというのは不自然である。さらに、A社B店が上記訂正届を提出したことをきっかけに2回目の脱退手当金を支払ったとしているが、そのような訂正が行われたことを私が知り得るはずもなく、また、32年10月10日に結婚、転居し、同年11月6日に入籍して新姓に改姓し、住民票も移しているため、33年3月の時点で旧姓の私は存在せず、どこに住む誰にどのような方法で支払ったというのか全く納得できないため、その後も異議申立て等を行ったが、審査の対象とならないと回答された。

私は脱退手当金を絶対に受給していない。厚生年金保険被保険者記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る最後の事業所であるA社によれば、当時、会社として脱退手当金の代理請求は行っていないとしている上、申立人と同時期に退職し、証言が得られた元同僚二人が、いずれも会社は脱退手当金の代理請求を行っていなかったと証言しており、事業主が代理請求していたとは推認し難い。

また、申立人は国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳になるまで、3か月を除き国民年金保険料をすべて納付し、年金に対する意識が高かったものと考えられることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給していないとする申立人の主張には信憑性がある。

さらに、現存する厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、被保険者資格喪失日を訂正するに当たり、その訂正年月日が記載されているが、最初に「32 11. 21」と記載されたものから、正規に二重線等で訂正するのではなく、不自然に加筆し、「33 1. 21」に書き換えられた痕跡が認められる。その上、書換え前の日付である32年11月21日は、脱退手当金の最初の支給日とされる同年12月27日に先立つものであり、同年11月21日に資格喪失の変更事由が発生したとすると、これを反映して1回で支給できたはずであり、2回支給されたこと自体が不自然である。

加えて、脱退手当金の支給記録において、特に、支給対象者、支給年月日（支給決定日）及び支給額については、基本的かつ重要な記録事項であると考えられるが、厚生年金保険被保険者台帳における2回目の支給に関しては、支給年

月日（支給決定日）欄に昭和 33 年 3 月とのみ記録され、日にちの記録が欠落しており、支給（支給決定）時点が特定できず、記録内容そのものに不備が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、100円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から21年4月1日まで

昭和17年4月1日、学校に入学し、20年3月に卒業してから61年12月まで退職することなくA社に勤めていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では20年8月31日に退職し、21年4月1日に再度勤めたことになっている。会社が発行する在職証明書のとおり、61年12月まで退職することなく、間違い無く勤めていたので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社B事務所発行の在職証明書（在職期間は昭和17年4月1日から61年12月31日まで）から、A社のグループ会社に申立期間を含めて継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の工場が休止となったので、当該工場の残務処理をした後に、同社C製作所に異動となった。」と主張しているところ、同社における元同僚は、「申立期間当時、私自身も申立人と同様に同社の工場から、同社C製作所へ異動となった。C製作所は昭和21年4月以前から事業を行っており、戦後、A社の工場整理要員として約100人が残留し、工場の整理後にC製作所へ異動となった。給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している。

2 社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和20年8月31日であることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が管理するA社に係る申立人の氏名が記載された被保険者名簿は、厚生年金保険被保険者番号順に記載された名簿（以

下、名簿Dという。)と職種が記載された名簿(以下、名簿Eという。)の二つを確認することができるが、名簿D及び名簿Eのいずれにおいても、申立人に係る資格喪失年月日の記載が無い(名簿Dにおいては申立人を含め、前後5人に係る部分が破損している。)上、名簿Eにおいて申立人が記載されたページに記載されている20人のうち5人については資格喪失日が記載されておらず、二人については、資格喪失日が名簿で確認できる日とオンラインの記録が一致しているものの、他の13人の資格喪失日は名簿で確認できる日とオンラインの記録が相違していることが確認できる。

また、社会保険庁が管理する厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人の改姓後の氏名で被保険者台帳が作成され、申立期間当時の氏名がかっこ書きで追記されている上、A社は昭和21年5月に事業所名をF社に変更しているにもかかわらず、申立人に係る記録を見ると、同年4月1日にF社C製作所で被保険者資格を取得したとする記録となっており、記録に不自然な点が見られる。

- 3 これらを総合的に判断すると、申立人について、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和20年8月31日に喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、申立人に係る厚生年金保険の記録管理は適切であったとは認められず、事業主の証明及び元同僚の証言から、申立人の資格喪失日は21年4月1日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月6日から20年9月12日まで
学校卒業後、A社に正社員として就職した。戦時中なので、軍需徴用の人と一緒に働いていたが、空襲により会社が焼け落ち、着のみ着のままで実家に帰った。次の就職先が見つかるまで、祖母の家に滞在していたので、脱退手当金というものがあることすら認識していなかった。年金手帳に「脱退手当金支給済」の印があるが、これが押された経緯が分からない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として復活させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている117人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給しているのは4人のみであり、当時の申立人の同僚の供述からも事業主が代理請求したとは考えがたい。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日から24日後に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることから、申立人が将来の年金受給の可能性を捨ててまで脱退手当金を請求する意思を有していたと考えるのは不自然である。

加えて、申立人は、「当時は戦時中であり、昭和20年6月5日の大空襲で工場も焼け落ち、祖母の家に帰った。」としており、元同僚も申立人と同様の証言をしていることから、当時の状況下において、同年9月12日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることを認識すること、及び脱退手当金の請求をすることは困難であったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 28 日まで
私の父は県庁に勤務していたため、年金は年を取るまで大切にしていると老後のためになるとよく言い聞かせられたので、途中で解約するような手続をとった事は絶対にありません。また、脱退手当金を受給したとする時期は、手術をし、療養中であり、小さな子供を連れてそのような手続に行ける状態ではなく、脱退手当金の請求もしていないし受給もしていない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社において、申立期間を含む昭和 31 年 8 月から 47 年 5 月までの間（同期間における女性被保険者数は 115 人）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給記録が確認できる 18 人（申立人を除く。）については、すべて資格喪失日から 1 年以内に脱退手当金が支給決定されている記録となっているが、申立人については、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 年後の 43 年 3 月 1 日に支給決定されている記録になっていることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、申立人は、当該事業所を退職した直後の昭和 41 年 4 月 11 日に結婚し、改姓していることが確認できるが、社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定により支給されるべき額 14,648 円と 496 円(3.5%)相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録では、資格取得日が平成10年5月1日、資格喪失日が12年10月11日とされ、当該期間のうち、10年5月1日から11年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間であると記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を10年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月から同年9月までを13万4,000円、同年10月から同年12月までを14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から11年1月1日まで
平成10年5月1日にA社に入社し、B店で12年10月11日まで勤務して退社した。

退社後、社会保険事務所に給与明細書、契約書などを送り、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてくれるよう申し出たが、時効のため、平成11年1月1日からしか加入期間として認められなかった。

関係資料があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書（以下、「通知書C」という。）、厚生年金保険の被保険者資格喪失に係る通知書、厚生年金基金連合会通算年金証書及び事業主の証言により、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は平成10年5月1日、同資格喪失年月

日は12年10月11日であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、社会保険事務所が通知書Cを受理した日が、申立人の被保険者資格取得日から2年を経過した後の平成13年2月26日であることが確認できることから、事業主は同日ごろに申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得に係る届出を行ったものと推認され、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定（厚生年金保険料納付の時効）により、年金額の計算の基礎とならない期間として記録されていることが確認できる。

さらに、申立人については申立期間に係る厚生年金基金の加入記録がある上、事業主は、厚生年金保険の被保険者資格取得日を平成10年5月1日として届け出ており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る厚生年金基金の記録及び社会保険事務所が発行したA社に係る厚生年金保険料増減内訳書（平成13年2月分保険料）の記載から、10年5月から同年9月までを13万4,000円、同年10月から同年12月までを14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、上記のとおり、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日から2年以上経過した後に申立人に係る同資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年5月から同年12月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年1月1日から26年2月28日までの期間については、船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人の「A丸」における船員保険の被保険者資格喪失日に係る記録を26年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、25年1月から同年12月までは3,000円、26年1月は3,500円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年1月17日から同年6月1日までの期間については、「B丸」に乗船し、船員保険の保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、「B丸」における船員保険の被保険者資格取得日に係る記録を30年1月17日に訂正し、30年1月から同年5月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る当該期間の船員保険の保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月1日から26年2月28日まで
② 昭和29年11月27日から30年6月1日まで

①の期間については、船員手帳で乗船期間が確認できるので、船員保険の加入期間として認めてほしい。

②の期間については、船員保険の被保険者資格喪失日である昭和29年10月21日の後、船長になるための講習を1か月ほど受けた期間は船から離れたものの、講習終了の翌日から、ドックで船体のメンテナンス等をして働いていたし、船員手帳の記録からも、昭和30年1月17日に乗船していることは確認できるので、船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出のあった船員手帳の記録から、申立人は昭和24年5月22日から26年2月27日まで「A丸」に乗船していたことが確認できる上、同船の申立期間当時の船舶所有者(故人)の息子の妻

は、申立期間当時に申立人が漁期だけでなく船の修理で漁をしていない期間も継続して同船で勤務していたと証言している。

また、社会保険事務所における「A丸」に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人について、昭和25年1月に標準報酬月額が変更された記載があり、資格喪失日欄には資格喪失日が記載されていないことが確認できる上、社会保険事務所は、申立人の資格喪失日が記載された船員保険被保険者名簿などの記録は確認できないとしているにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では申立人の資格喪失日は25年1月1日となっていることが確認できる。

さらに、「A丸」の被保険者名簿において確認できる元同僚のうち、オンライン記録が確認できた4人についても、同名簿に被保険者資格喪失日は記載されていない（喪失日に一貫性も無い）ことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る社会保険事務所における年金記録管理は適切であったとは認められず、「A丸」に係る申立人の被保険者資格喪失日は昭和26年2月28日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人及び元同僚に係る記録から、昭和25年1月から同年12月までを3,000円、26年1月を3,500円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、申立人から提出のあった船員手帳の記録から、申立人は、当該期間のうち、昭和30年1月17日から同年6月1日までの期間は「B丸」に乗船していたことが確認できる。

また、申立人は、「B丸」での給与について、「漁が終わった後に水揚げから必要経費を除いた分を、船長などの役職にあるものは少し多かったが、他の船員は同じ金額をもらっていたので、保険料も控除されている。」と主張しているところ、同船の元船長及び元機関長は、申立期間に申立人と一緒に乗船していたと証言している上、給与の支払い状況について、「申立人の給料の手取額も船員保険に加入していた他の者と同じであったので、保険料は控除されていたはずだ。」と証言している。

さらに、社会保険事務所における「B丸」に係る船員保険被保険者名簿の記録では、船長など漁期に関係なく雇用されていた者を除くすべての一般船員の申立期間における標準報酬月額が6,000円であることが確認できる上、申立人の「B丸」における被保険者記録が確認できる、昭和30年6月時点での標準報酬月額は他の一般船員と同額の6,000円である。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和30年1月17日から同年6月1日までの期間について、申立人は「B丸」に乗船し、船員保険の被保険者として保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認められる。

3 一方、申立期間②のうち、昭和29年11月27日から30年1月16日まで

の期間については、申立人は海技免状取得のための講習を受けるため、29年10月に「B丸」を下船し、講習終了後の同年11月27日にドックで修理中の「B丸」に乗船したとしているところ、同船船長の証言から修理中の「B丸」で勤務していたことは推認されるものの、勤務期間については明確ではない上、申立人から提出された船員手帳にも、当該期間について「B丸」に乗船していた記録は無いことから、船員として「B丸」に乗船し船員保険の保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと推認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、昭和29年11月27日から30年1月16日までの期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 4 なお、申立期間②のうち、昭和30年1月17日から同年6月1日までの標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人及び元同僚の記録から、6,000円とすることが妥当である。

また、船舶所有者が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者が死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、船舶所有者が申立人に係る被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月30日から同年5月1日まで

A社C工場からB工場へ転勤し、その後再びC工場へ戻った。B工場の資格喪失日が昭和49年4月30日になっているとのことで、年金記録としては1か月間の空白期間が生じているが、賃金台帳からも確認できるように、1か月分の厚生年金保険料を支払わなかったことはあり得ない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、昭和49年度分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、人事発令通知書及び事業主の陳述書から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年5月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って昭和49年4月30日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和42年3月15日にA社に入社し、現在に至るまで同社において継続して勤務しているが、52年6月1日付けでB支店から本社勤務となった際の社会保険庁の記録が、同年5月31日に資格喪失し、翌6月1日に資格取得とされているため、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、雇用保険被保険者の記録から、申立人は、同社において昭和42年3月15日から現在に至るまで、継続して勤務し（52年6月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付していないと思われるとしており、事業主が資格喪失日を誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社における資格取得日に係る記録を昭和59年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和43年3月18日にA社に入社し、現在に至るまで同社に継続して勤務しているが、59年3月16日付けで関連子会社のC社からA社B支社勤務となった際の社会保険庁の記録が、同年3月16日に資格喪失し、同年4月1日資格取得とされているため、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事異動記録及び同社総務課長の証言から、申立人は、昭和59年3月16日付けで関連子会社のC社からA社B支社に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社に係る社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付していないと思われるとしており、事業主が資格取得日を誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社における資格取得日に係る記録を昭和59年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和49年3月12日にA社に入社し、現在に至るまで同社に継続して勤務しているが、59年3月16日付けで関連子会社のC社からA社B支社勤務となった際の社会保険庁の記録が、同年3月16日に資格喪失し、同年4月1日資格取得とされているため、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事異動記録及び同社総務課長の証言から、申立人は、昭和59年3月16日付けで関連子会社のC社からA社B支社に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社に係る社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付していないと思われるとしており、事業主が資格取得日を誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月30日から同年12月1日まで

昭和48年6月1日から同年11月30日まで、A社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、被保険者資格喪失日が同年11月30日となっているため、厚生年金保険の被保険者期間が1か月欠落している。資格喪失日は、同年12月1日であるはずであり、納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社が保管する申立人に係る退職届により、退職日が昭和48年11月30日であることが確認できる上、事業主は、「厚生年金保険料控除については、翌月控除であり、退職月には2か月分控除している。」と証言していることから、申立人は、同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出を怠ったと認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年3月27日から同年4月1日までの期間及び31年3月28日から同年4月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を25年3月27日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を5,000円とすること、及び同社C支店における資格取得日に係る記録を31年3月28日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和25年3月15日から同年3月27日までの期間、30年2月15日から同年2月16日までの期間及び46年10月1日から同年10月2日までの期間については、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められることから、同社D支店における資格喪失日に係る記録を25年3月27日、同社B支店における資格喪失日に係る記録を30年2月16日、同社E支店における資格取得日に係る記録を46年10月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月15日から同年3月27日まで
② 昭和25年3月27日から同年4月1日まで
③ 昭和30年2月15日から同年2月16日まで
④ 昭和31年3月28日から同年4月7日まで
⑤ 昭和46年10月1日から同年10月2日まで

私は、昭和24年3月10日にA社に入社して以来、定年を迎える平成2年9月30日までの間、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から毎月控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者期間が欠落している申立期間の記録を訂正してほしい。

なお、申立期間①、③及び⑤については被保険者期間に影響が無いことを承知しているが、入社から定年まで途切れない年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び社会保険庁の記録から、申立人は、同社において昭和24年3月10日から平成2年9月30日までの間、継続して勤務し（昭和25年3月27日に同社D支店から同社B支店に異動、30年2月16日に同社B支店から同社E支店に異動、31年3月28日に同社E支店から同社C支店に異動、46年10月1日に同社F支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、申立期間②及び④の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、昭和25年3月を5,000円とし、同社C支店に係る同記録から、31年3月を1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したかどうかは不明であるとしているが、継続して勤務している届けを事業主が届け出たにもかかわらず、複数回に渡り支店間に空白が存在する記録に社会保険事務所が記録したとは考え難いことから、事業主が資格取得日を誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年3月及び31年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から43年7月までの国民年金保険料については、還付されていないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から43年7月まで

私は、新聞等で年金記録問題が大きく取り上げられているのを知り、平成19年7月に社会保険事務所に年金記録を照会したところ、共済組合に加入していた期間（申立期間）の国民年金保険料が昭和44年1月17日に還付されているとの回答を受けた。

私の国民年金保険料については、父親が納付していたが、私には還付を受けた記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者台帳には、申立期間の国民年金保険料に係る還付金額や還付決定日が明確に記載されている上、申立期間の納付印が二重線で抹消され「還」の印（還付されたことを示す。）が押されており、この記載内容に不合理な点は無い。

また、社会保険庁の記録によると、共済組合の加入期間であった申立期間について国民年金保険料が納付されていたことが確認できるが、還付決定日の時点では、時効により、過誤納された保険料をこれ以前の国民年金保険料の未納期間に充当することができないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私と亡夫は、結婚以降、店を営んでいたところ、私の兄から、「国民年金に加入すれば、老後に楽しみが増えるから。」と勧められ、また、未納期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて払えば、将来年金を受け取ることができることを市役所の広報で知り、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて約100万円納付した。亡夫が、生前、私の年金期間については、「36年4月から29年間分の保険料を納付している。」と言っていたのを記憶している。未納期間が無いように保険料をさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、国民年金被保険者原票には、申立人夫婦の51年4月から53年3月までの国民年金保険料が、53年12月に過年度納付されていることが記録されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。したがって、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、自身と亡夫の国民年金保険料をさかのぼってまとめて約100万円納付したと主張しているところ、国民年金被保険者原票によると、申立人に係る昭和36年4月から47年3月までの保険料及び亡夫に係る36年4月から45年3月までの保険料が、55年6月に特例納付されていることが確認でき、当該期間の保険料が夫婦分合わせて96万円と申立人が納付したと主張する金額とほぼ一致する一方で、同時期に申立期間も含めて特例納付した場合の保険料額は144万円となり、申立内容と異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私と亡夫は、結婚以降、店を営んでいたところ、私の兄から、「国民年金に加入すれば、老後に楽しみが増えるから。」と勧められ、また、未納期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて払えば、将来年金を受け取ることができることを市役所の広報で知り、市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて約100万円納付した。亡夫が生前、年金の受給手続きの際に、「国民年金の記録に空白期間は無いはずなのに、未納期間がある。それに、こんなに年金額が少ないはずはない。これはおかしい。」と言っていたのを記憶している。未納期間が無いように保険料をさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、未納期間があることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、国民年金被保険者原票には、申立人夫婦の51年4月から53年3月までの国民年金保険料が、53年12月に過年度納付されていることが記録されていることから、このころに加入手続きが行われたものと推認される。したがって、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付

できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、自身と亡夫の国民年金保険料をさかのぼってまとめて約 100 万円納付したと主張しているところ、国民年金被保険者原票によると、申立人に係る昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料及び申立人の妻に係る 36 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料が、55 年 6 月に特例納付されていることが確認でき、当該期間の保険料が夫婦分合わせて 96 万円と申立人が納付したと主張する金額とほぼ一致する一方で、同時期に申立期間も含めて特例納付した場合の保険料額は 144 万円となり、申立内容と異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで
昭和36年4月に、組合の通知により国民年金に加入した。国民年金保険料は、当初3か月分300円程度だったと記憶しているが、51年までは集金人に、その後は毎月銀行で保険料を納付した。昔のことなのでこれ以上の記憶は無いが、手元にある年金手帳を見て、未納記録のあることが分かったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及び元妻の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人及び元妻に係る市の被保険者名簿（紙台帳）には、同年10月5日に新規加入の受付を行ったことが記録され、同市の収滞納一覧表により、同年4月から同年12月までの現年度保険料が夫婦とも同年12月5日に一括して納付されていることが確認できることから、このころに申立人及び元妻の国民年金の加入手続が行われたものと推認される。したがって、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、当時、集金人から領収書を受け取った記憶があるとしているが、市によると、昭和45年度まで印紙検認方式で保険料を収納していたとしており、申立内容と異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年3月まで

私の国民年金の加入手続については、17年前に亡くなった夫が行った。私は何もかも夫に任せていたので、加入時期や加入手続を行った場所、国民年金手帳の交付を受けたかどうかは記憶していない。しかし、納付時期は覚えていないが、夫が60万円の大金をかき集め、さかのぼってまとめて国民年金保険料を納付してくれた。その当時、「夫はこれでお前は年金を受け取れるようになった。」と言っていたので安心をしていた。

夫は、昭和36年4月から53年3月までまとめて納付しているにもかかわらず、その期間のうち未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和55年7月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、亡夫が申立人の国民年金保険料をさかのぼってまとめて約60万円納付したと主張しているところ、申立人に係る国民年金被保険者原票によると、昭和36年4月から49年3月までの保険料が55年6月に特例納付されていること、53年4月の保険料が55年10月に過年度納付されている

ことが確認でき、当該両期間の保険料の合計額は62万6,730円であり、申立人が納付したと主張する金額とほぼ一致する一方で、同時期に申立期間を含めた期間を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額は81万8,730円となり、申立内容と異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年11月までの期間及び51年12月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月から41年11月まで
② 昭和51年12月から53年6月まで

申立期間①及び②ともに、会社を退職後、国民年金保険料を未納にしていたが、集金人に未納のまま放置しておくとして将来年金が給付されないため納付するようにと勧められたため、申立期間①の保険料を昭和53年7月前後に、申立期間②の保険料を61年4月前後にそれぞれ妻が納付した。

実際に年金が支給されたときは、勧められたとおり未納分の国民年金保険料を納付してよかったと実感していた。しかし、最近になって年金問題が社会問題化し、心配になって年金記録を照会したところ、納付したはずの申立期間の国民年金保険料が未納とされており驚いた。

申立期間の国民年金保険料を納付したので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付した保険料額、納付場所等に関する記憶が曖昧である上、申立人は昭和53年分から63年分に係る確定申告書の控えを保存しているものの、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載内容は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年8月10日に払い出されており、申立人が所持している当該手帳には、同年7月6日に任意加入した旨の記載は確認できるものの、それ以前の加入記録の記載は無い上、申立人は当該

手帳以外に年金手帳を所持していた記憶は無い。

さらに、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者原票においても、申立期間①及び②は未加入期間となっており、申立人に対して当該期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を昭和 53 年 7 月前後に、申立期間②の保険料を 61 年 4 月前後にそれぞれ妻が納付したとしているものの、納付したとする時点では、いずれにおいても時効により保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 1 日から 43 年 4 月 26 日まで

私は、平成 12 年に社会保険事務所で厚生年金保険の裁定請求について相談したところ、昭和 35 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 26 日までの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給済みであると回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受け取っていないし、退職時に会社に請求した覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 8 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、昭和 43 年 4 月に A 社を退職した後、すぐには国民年金に加入しておらず (50 年 12 月加入)、年金に対する意識が高かったとも認め難く、そのほか申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 36 年 12 月 30 日まで

私は、昭和 30 年 3 月から 36 年 12 月まで A 社で勤務していたが、60 歳のころ、市役所の年金課で、同社で勤務していた厚生年金保険被保険者期間の記録が無く、年金の受給資格を満たしていないと指摘された。

平成 19 年 11 月 27 日に社会保険事務所で厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和 37 年 4 月 10 日に脱退手当金を受給していると回答された。

しかし、私は、この照会に際して初めて脱退手当金という言葉を知ったのであり、脱退手当金を受給した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後に当該事業所を退職し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性 16 人（申立人を含む。）について調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる 9 人は、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に支給決定されていることが確認でき、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたものと考えられる。

また、申立人は、申立てに係る事業所を退職後約 17 年間国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとも認め難く、そのほか申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月17日から36年10月24日まで
「脱退手当金は退職金と一緒に支払った」と会社に言われても、私には覚えが無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年4月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人と同時期に申立てに係る事業所を退職した複数の元従業員については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給されており、このうち4人からは「当時、会社が手続をして、会社からもらった。」との証言も得られていることから、退職の際に当該事業所が脱退手当金を代理請求及び代理受領していたものと考えられる。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月16日から20年8月31日まで

私 (申立人の妻) は、昭和32年ごろ、夫から「知人の厚生年金保険被保険者記録がおかしかったので、自分 (夫) が以前勤めていたA社の厚生年金保険被保険者記録について調べて来てほしい。」と頼まれ、社会保険事務所で調べてもらったところ、夫が脱退手当金を受給している旨の通知書を受け取った。

夫は、亡くなるまで納得できないと言い続けていたので、きちんと調査をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社は、終戦直後の昭和20年8月31日付けで厚生年金保険適用事業所でなくなっており、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立人の前後80人 (すべて男性職員であった) について調査したところ、申立人を含む49人が同日付けで資格喪失しており、そのうち、申立人を含む32人に脱退手当金を支給した旨の記載があり、ある程度の人数に区切って、順次、脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できることから、事業主による代理請求が行われていたものと推認される。

また、申立人は、A社を退職後、厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、国民年金との通算年金制度が創設される以前の期間に係る申立てである本件について、申立人が脱退手当金を受給していることが不自然であるとは言い難く、そのほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
昭和 37 年 4 月にA社に入社し、B支店勤務となりました。39 年 5 月まで勤務しておりました。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたことについて、当時、同支店に在籍していた 37 人の元同僚を調査したところ、いずれも証言を得ることができないため、申立期間に係る勤務状況が確認できず、また、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かは確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）も無い。

さらに、社会保険庁が保管する当該事業所に係る被保険者名簿には、健康保険番号に欠番は無く、厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間において申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 21 日から 37 年 12 月 21 日まで
A社を結婚退職したが、脱退手当金について、退職時に説明を受けた覚えも無く、申請をしたことも、当該手当金をもらったことも無い。納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る被保険者名簿の申立人が記載されているページを見ると、脱退手当金の支給要件を満たしている 19 人（申立人を含む。）のうち 18 人について、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認でき、申立人と同じ資格喪失日の元同僚（以下、「元同僚C」という。）については支給決定日が申立人と同じ日であることが確認できる上、他の元同僚は退職時に脱退手当金について説明を受けたと証言していることから、当該事業所においては、申立人を含め退職者の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていたものと考えられる。

また、上記元同僚Cは、脱退手当金を受給したとしており、「脱退手当金支給決定通知書」及び「脱・D」の押印がされている「厚生年金保険被保険者証」を保管している。

さらに、社会保険事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び同裁定同書が保管されており、申立てに係る事業所の被保険者名簿には「脱退手当金」のゴム印が押されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 4 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 25 日から 49 年 4 月 21 日まで

私は学校を出てから、A社に勤務し、5年後の昭和41年1月25日、父親が経営するB社に入社しました。その時健康保険証と厚生年金証書をもらった覚えがあります。なぜ厚生年金保険の記録に空白期間が生じたのか分かりません。確かに41年から厚生年金保険料を納めているはずですが、もう一度調べてください。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無い。

また、当該事業所が保管する申立人に係る労働者名簿を見ると、健康保険記号番号欄に「甲」との記載があるが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該記号番号の前後の「乙」及び「丙」の被保険者の資格取得日について確認すると、昭和49年4月21日及び同年5月1日と、申立人に係る社会保険事務所の記録と同時期であることが確認でき、記録に不自然な点はみられないことから、社会保険事務所の記録どおりに資格取得が行われたものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。